



# 宮 崎 県 公 報

平成21年12月21日（月曜日）第 2144 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（人事課） 1

### 告 示

○宮崎港港湾計画の変更の概要……………（港湾課） 1  
○宮崎広域都市計画臨港地区宮崎港臨港地区内の  
分区の指定……………（ 〃 ） 2

### 公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（税務課） 2

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第48号

#### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年宮崎県規則第52号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（通勤による災害に係る一部負担金） 第20条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）～（4） [略]	（通勤による災害に係る一部負担金） 第20条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）～（4） [略] <u>（5） 船員法（昭和22年法律第 100号）第1条に規定する船員である者</u>
2 [略]	2 [略]

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第20条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

## 告 示

### 宮崎県告示第 799号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第3条の3第9項の規定に基づき、宮崎港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成21年12月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 港湾計画の変更の概要

平成15年宮崎県告示第 212号によりその概要を告示した宮崎港港湾計画について、変更した事項は次のとおりである。

土地造成及び土地利用計画  
変更前

地 区 名	面積（ヘクタール）	用 途
東 地 区	48	ふ頭用地
	20	港湾関連用地
	3	工業用地
	5	交通機能用地
	9	危険物取扱施設用地
	23	緑地

変更後

地 区 名	面積 (ヘクタール)	用 途
東 地 区	48	ふ頭用地
	18	港湾関連用地
	6	工業用地
	5	交通機能用地
	9	危険物取扱施設用地
	23	緑地

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県県土整備部港湾課  
 宮崎市港 1 丁目 18 番地 宮崎県中部港湾事務所

宮崎県告示第 800 号

港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 第 39 条第 1 項の規定により、宮崎広域都市計画臨港地区宮崎港臨港地区内に次のように分区を指定し、公表の日から施行する。

なお、臨港地区内の分区の指定 (平成 17 年宮崎県告示第 239 号) は、廃止する。

平成 21 年 12 月 21 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎広域都市計画臨港地区宮崎港臨港地区の分区

(1) 商港区 (別紙図面赤色の部分)

宮崎市港 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目の各一部、港東 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目の各一部、新別府町前浜の一部並びに吉村町北浜田及び松熊の各一部

(2) 工業港区 (別紙図面青色の部分)

宮崎市港東 2 丁目及び 3 丁目の各一部

(3) 漁港区 (別紙図面紫色の部分)

宮崎市港 1 丁目及び港東 1 丁目の各一部

(4) 保安港区 (別紙図面黄色の部分)

宮崎市港 1 丁目及び 2 丁目の各一部並びに港東 3 丁目の一部

(5) 修景厚生港区 (別紙図面緑色の部分)

宮崎市港東 2 丁目及び 3 丁目の各一部、新別府町前浜の一部、吉村町北浜田及び松熊の各一部並びに昭栄町の一部

(「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 144 条の 9 第 3 項の規定により軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 21 年 12 月 21 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び代表者の氏名

吉本石油商事有限会社  
 代表取締役 吉本仁

2 主たる事務所の所在地

延岡市浜町 340 番地 1

3 指定取消年月日

平成 21 年 12 月 4 日